

事務連絡
令和5年4月3日

各府省庁消費者政策担当課 御中

消費者庁 消費者政策課

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の行政措置
等に係る規定の施行について（通知）

平素より消費者行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）は、既に令和5年1月5日に施行されているところですが、このたび、同年4月1日に行政措置及び罰則等に係る一部の規定（第5条、第2章第3節及び第6章の規定並びに附則第4条の規定）が施行されました。これに伴い、消費者庁におきましては、不当寄附勧誘防止法を所管し、その運用を担う「寄附勧誘対策室」を同日付で設置しております。

また、消費者庁におきましては、今般の施行を踏まえ、消費者庁ウェブサイト、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報の提供を受け付けるウェブフォーム（<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1214>）を開設し、不当な寄附勧誘の実態把握に努めることとしております。

各府省庁消費者政策担当課におかれましては、法人等からの不当な寄附勧誘等による被害の防止・救済の実効が上がるよう、関係機関等に対して、行政措置及び罰則等に係る規定が施行された旨に加えて、チラシ等の不当寄附勧誘防止法に係る広報資料（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/）やウェブフォームの開設についても、御周知いただきますようお願いいたします。

以上

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室
03-3507-8800（代表）